

金沢大学 大学院法学研究科

法学・政治学専攻
設置の趣旨等を記載した書類

国立大学法人 金沢大学

目 次

1	設置の趣旨及び必要性	1
2	修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か	6
3	研究科、専攻等の名称及び学位の名称	7
4	教育課程の編成の考え方及び特色	9
5	教員組織の編成の考え方及び特色	1 2
6	教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	1 3
7	施設、設備等の整備計画	1 7
8	基礎となる学類との関係	1 9
9	入学者選抜の概要	2 0
10	大学院設置基準第 14 条による教育方法の実施	2 4
11	管理運営の考え方	2 6
12	自己点検・評価	2 7
13	情報の公表	2 8
14	教育内容等の改善のための組織的な研修等	2 9
	添付資料目次	3 0

1 設置の趣旨及び必要性

1-1. 社会的背景と課題認識

法学・政治学分野における教育は、社会の中の様々な個人、団体、法人等を主体とする諸活動から発生する問題を、既存の法制度やルールに基づき、あるいは新たな法制度やルールを設けることで、妥当な解決に導くことを目指すものである。特に今日の社会においては、グローバル化の急速な進展や情報・通信技術の飛躍的な発展等を背景として、新たな形態の法的問題が日々発生している。こうした状況に対応するためには、精緻な理論研究を行う研究者や、法的紛争解決のためのプロフェッショナルたる法曹に加えて、高度な法律知識や政策立案能力を有し、企業や国・自治体において適切な法的判断や規則・制度の設計を行い、あるいは法的紛争を未然に防ぐことのできる大学院レベルの高度専門職業人を養成していく必要性が一層増している。

国の政策動向に鑑みても、「未来を牽引する大学院改革～社会と協働した「知のプロフェッショナル」の育成～（審議まとめ）」（平成 27 年 9 月 15 日、中央教育審議会大学院分科会）において「高度な専門的知識と倫理観を基礎に自ら考え行動し、新たな知を創り出し、その知から新たな価値を生み出して、既存の様々な枠を超えてグローバルに活躍できる人材、『知のプロフェッショナル』を育成していくことが、我が国社会の喫緊の課題」と指摘され、また「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（2020 年 11 月 26 日、中央教育審議会）では大学院に「産業界や国際社会も含めた幅広い社会のニーズや学修者の個々のニーズにより一層対応して、各大学院が、学生の修了後の進路を確保し、高度な専門的知識のみならず普遍的なスキル・リテラシー等も身に付けた高度な人材を育成」するための取組を求めている。

金沢大学（以下「本学」と表記。）の法学・政治学分野における大学院については、昭和 46 年度に法学研究科法律学専攻（修士課程）を設置して以降、数度の専攻改組等を経たのち、平成 18 年度に法学研究科を含む既存の 3 研究科を統合して、新たに人間社会環境研究科を設置した。その後、更に改組を行い、平成 24 年度に人間社会環境研究科 法学・政治学専攻（博士前期課程）を、平成 26 年度に人間社会環境学専攻 法学・政治学コース（博士後期課程）を設置し、現在に至っている。

人間社会環境研究科は、人文社会系の既存の専門領域の教育研究とともに、新たに生起している人間社会環境に関する諸問題の教育研究を通して、現代的課題に対応できる知的人材を養成することを目的として設置され、特に博士前期課程では、高度かつ専門的な学修により深い洞察力和広い視野を備えた人材を養成することを目的としている。その中にある、従前の法学・政治学専攻においても、研究者を目指す者（博士後期課程への進学者）に加え、国・自治体、教育研究機関等の公共的業務や企業等のビジネスに直結した専門的実務能力を備えた高度専門職業人を養成・輩出する等、継続的な成果を上げてきた。

一方、専門職大学院については、平成 16 年度に法科大学院制度がスタートした際、本

学では法科大学院としての独立性等を理由に、法学研究科（平成 16 年度当時）とは別に新たな研究科・専攻として法務研究科法務専攻を設けた。この法務研究科では、地域に根ざした法曹を養成するという基本理念の下、「適切かつ迅速な紛争解決を目指し事件分野横断的に捉えることができ、かつ紛争予防のための調整能力を備えた社会貢献をなす法律家」を養成することとし、当該研究科においても多くの優秀な法曹を養成・輩出する等、継続的な成果を上げてきた。

しかし、法学・政治学分野の大学院が人間社会環境研究科と法務研究科にまたがる形で 10 年以上が経過し、結果として人間社会環境研究科は研究者の養成、法務研究科は法曹の養成に軸足が寄せられたため、法曹ではない、修士レベルの高度専門職業人として社会で活躍する者の養成に隙間が生じていることは否定できない。

具体的には、国際感覚を備え紛争の予防等に貢献できる企業の法務部門職員や、法的な実務能力に優れた専門職（特に税理士・弁理士などの士業）、国際化にも対応した高度な政策立案等を行う行政職員・公的機関職員など、今日的な課題にも対応できる高度専門職業人を養成する必要があるが、それには二つの研究科に遍在している実践的・実務的な教育プログラムを結集する必要がある。

同時に、学士課程の学生や社会一般から見て、人間社会環境研究科は研究者養成、法務研究科は法曹養成のための大学院であるという印象を持たれ、特に高度専門職業人の養成に当たっては、具体的な職業人像や就業までのイメージが学生目線から見えにくいことで潜在的な大学院への入学（進学）ニーズに応えきれておらず【資料 1】、結果として社会に求められている人材の輩出に限界が生じている、という課題を克服する必要がある。

この課題を解決するため、教育プログラムというソフト面と、組織体制というハード面を一体的に改革する必要があると考えた。具体的には、「法」を基軸とする一つの大学院を設置し、その下で具体的な出口（法曹、高度専門職業人材、研究者）に基づきながら「学士と大学院との接続」、「大学院と社会との接続」を意識した教育プログラム改革を実施する。

組織上は、法務研究科から法学研究科に名称を変更した上で、当該研究科に現行の法務専攻（専門職学位課程）と並んで法学・政治学専攻（修士課程）を置き、法学・政治学専攻には「研究コース」と「高度専門職コース」を置くものである。なお、研究科名称の変更については別途手続きを行っている。

1-2. 法学・政治学専攻の構想及び必要性

上述したように、本学の法学・政治学分野の大学院における課題を、「特に高度専門職業人の養成に当たって潜在的な大学院への入学（進学）ニーズに応えきれておらず、結果として社会に求められている人材の輩出に限界が生じている」ことであると分析し、その課題解決に向けて、『法』を基軸とする一つの大学院を設置し、その下で具体的な出口に基づきながら教育プログラム改革を実施する」ことが必要であるとの認識に立った。

ここから、課題をより具体的に分析・導出すると 3 点に整理することができ、それに応

じて以下のような解決策をとることによって、改組の趣旨を具現化するものである。

(具体的課題①)

現在の法学・政治学専攻は基礎法学，公法学・社会法学，民事法学，政治学プログラムの4プログラム制をとっているが，研究者（博士後期課程への進学者）向けの教育と高度専門職業人養成の教育が各プログラムに混在している。

(解決策①)

同一研究科内に，法務専攻（専門職学位課程（法科大学院））と法学・政治学専攻（修士課程）の2専攻制とし，さらに法学・政治学専攻では，学位プログラム（法学，政治学）としての区分に加えて，「研究者を目指す者」と「(法曹以外の)高度専門職業人を目指す者」のための教育プログラムを明確に区分する。

(具体的課題②)

実務的な能力を涵養するプログラムが強く求められており，法科大学院専任の実務家教員による講義等は学生への訴求力があるが，現在の法科大学院（法務研究科法務専攻）は独立研究科であるがゆえに，博士前期課程（修士課程）との教育面での連携が不十分である。

(解決策②)

「法科大学院等の抜本的な教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」（平成30年3月13日，中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会）における提言等を踏まえ，これまでに金沢大学が積み上げてきた実績を基盤としつつ，いわゆる“独立研究科”からモデルチェンジし，同一研究科内に，法務専攻（法科大学院）と法学・政治学専攻（修士課程）を置き，「研究科共通科目」を設けることで，修士課程学生（特に法曹以外の高度専門職業人を目指す者）が実践的講義・指導を受ける環境を充実させる。

(具体的課題③)

現在の法学類の「総合法学コース」は大学院への進学者を想定したコースであるが，学生目線でみたときに，特に法曹以外の高度専門職業人に関するキャリアパスが示せていない等，学士と大学院の連携が不十分であり，結果として自大学への大学院への進学者は多くない。

(解決策③)

法学・政治学専攻に「高度専門職コース」を置くことで，高度専門職へのキャリアパスを明示するとともに，大学院科目の先取り履修制度を設け，法学研究科進学後にその単位を修了要件に含めることによって，学士課程在籍時から大学院レベルの高度専門職業人に向けたキャリアパスを意識させる。なお，法学類と法務専攻（法科大学院）の連携は，法学類の「総合法学コース」の中に，法科大学院における教

育との円滑な接続を図るための連携法曹基礎課程（法学類では「法曹養成プログラム」と称する予定）を設置することによって更に強化する。【資料2】

1-3. 教育上の理念・目的及び養成する人材像

法学研究科 法学・政治学専攻（修士課程）では、法学・政治学領域における基礎的な学術研究能力及び専門的実務能力を備えた、独創性豊かな研究者または高度専門職業人を養成する。

この人材養成のため、法学・政治学専攻に研究者の養成を主目的とする「研究コース」と、高度専門職業人の養成を主目的とする「高度専門職コース」の2コースを設ける。学位授与に当たっては以下のとおりディプロマポリシーを掲げ、所定の修了要件を満たし下記の能力等を修得した学生に対して学位を授与する。

○ ディプロマポリシー

【研究コース】

- (1) 法学・政治学の研究を遂行するために必要な知識や倫理的態度
- (2) 法学・政治学の基本的、専門的知識
- (3) 自らが選んだ研究領域の問題を的確に把握し、解明する能力
- (4) 修士論文の課題に関連する課題や、より普遍的な課題を把握し、それに取り組む意欲と能力

【高度専門職コース】

- (1) 法学・政治学に関する調査・研究を遂行するために必要な知識や倫理的態度
- (2) 法学・政治学の基本的、専門的知識
- (3) 自らが選んだ研究領域の問題を的確に把握し、解明する能力
- (4) 他分野の専門家と横断的に協力しつつ、自らが属する組織や社会の発展に貢献する意欲と能力

また、上述の養成する人材像、学位授与方針（ディプロマポリシー）に基づき、以下のとおり教育課程の編成方針（カリキュラムポリシー）、学生受け入れの方針（アドミッションポリシー）を定める。

○ カリキュラムポリシー

【研究コース】【高度専門職コース】共通

以下のような授業科目を設ける。

- (1) 法学・政治学の研究を遂行するために必要な知識や倫理的態度を修得させるための科目（「研究者倫理」、「法学・政治学研究入門」）
- (2) 法学・政治学の基本的知識を修得させるための科目（研究科共通科目）
- (3) 法学・政治学の専門的知識を修得させるための科目（特論、演習、研究会）

- (4) 問題発見能力と論文作成能力を涵養するための科目（「プロジェクト研究」「論文指導」）。
- (5) 日本法の概要を修得させる（「日本法入門」）とともに、日本語能力の向上を計画的に図る（「論文指導」におけるチューターによる日本語添削など）ための科目

なお、両コースの授業科目は同一であるため、カリキュラムポリシーは両コース共通である。アドミッションポリシーとディプロマポリシーは一部異なり、したがって両コースの選抜方法と修了要件は異なる。

○ アドミッションポリシー

【研究コース】

以下のすべてを満たす者を求める。

- (1) 修士論文を作成するために十分な文章読解力、文章作成力を有する者
- (2) 法学・政治学の基本的知識を有する者、またはその他の学問分野の基本的知識を有し、さらに法学・政治学の基本的、専門的知識を修得したい者
- (3) 修了後に日本または海外の博士（後期）課程に進み、博士の学位取得を目指す等、研究を継続したい者

【高度専門職コース】

以下のすべてを満たす者を求める。

- (1) 修士論文を作成するために十分な文章読解力、文章作成力を有する者
- (2) 法学・政治学の基本的知識を有する者、またはその他の学問分野の基本的知識を有し、さらに法学・政治学の基本的、専門的知識を修得したい者
- (3) 修了後に進むそれぞれの職業分野において必要な、自ら課題を発見し、考え、行動するという態度を身につけたい者

なお、法学研究科 法学・政治学専攻（修士課程）を修了した者に授与される学位は、修士（法学）または修士（政治学）とする。「研究コース」「高度専門職コース」ともに、学生は提出する研究題目や研究内容等を基に、出願時に法学または政治学のいずれの学位プログラムを選択するかを選択する。さらに研究コースの学生は、基礎法学、公法学・社会法学、民事法学、政治学のいずれかのプログラムを選択する。学生は、主任・副研究指導教員から指導・助言を受けながら、コース、該当する学位プログラム及び研究コースのプログラムに応じて体系的に授業科目を履修するとともに、修士論文（高度専門職コースではリサーチペーパーの選択も可）の作成を進める。なお、学位審査に当たっても、該当するコースに基づく観点からの審査を行う。

2 修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か

本法学・政治学専攻については、修士課程までの構想である【資料3】。

将来的には修士課程の入在学者のニーズや進学・就職状況等を踏まえ、法学研究科に博士後期課程を設置することも検討するが、現時点では、博士後期課程への進学者（研究者を目指す者）については、現行通り人間社会環境研究科人間社会環境学専攻法学・政治学コース（博士後期課程）に進学することを想定している。

3 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

3-1. 研究科・専攻の名称及び理由

研究科及び専攻の名称並びにそれぞれの英語名称は以下のとおりとする。

研究科名：大学院法学研究科 / Graduate School of Law

専攻名：法学・政治学専攻 / Division of Law and Politics

当該名称は教育内容を適切に表すものとして一般的であり、国内外において十分な通用性がある。

既存の人間社会環境研究科においては、法学・政治学専攻（博士前期課程）が廃止されることとなるが、人文社会系の研究を遂行するための基盤的素養を身につけるための「基盤科目群」として、人間社会環境研究科と法学研究科とが連携し、「法学・政治学研究入門」「課題発見・解決論基礎」「人間社会論文作成基礎」「先端地域創造講義」「国際学とグローバル化」を設けるなど、横断型の学修が必要となる部分においては、教育面でのマイナスが生じないような対応を図っている。

なお「人間社会環境研究科」の名称については、「人間」に関する既存の専門分野（人文学）及び「社会」に関する既存の専門分野（法学・政治学、経済学）とともに、「環境」という概念で包括される学際的な分野（地域創造学、国際学）を総括した研究・教育を行う大学院であることを踏まえ付したものである。したがって、法学・政治学専攻（博士前期課程）が廃止された場合であっても、「人間」「社会」「環境」という概念が排されることはなく、また博士後期課程においては人間社会環境学専攻として法学・政治学分野も含めた研究・教育を行うことから、既存の「人間社会環境研究科」の名称は、変更しないものとする。

3-2. 学位の名称及び理由

学位の名称並びにそれぞれの英語名称は、次のとおりとする。

学位名称：修士（法学） / Master of Law ,

または 修士（政治学） / Master of Politics

なお、当該名称は教育内容を適切に表すものとして一般的であり、国内外において十分な通用性がある。

研究コース、高度専門職コースともに、学生は出願時に法学または政治学のいずれの学位を取得するか、選択する。

研究コース選択者は、自立した研究者としての研究遂行力を得るため、学生本人が追究しようとする個別の理論的研究課題に応じて、基礎法学、公法学・社会法学、民事法学、

政治学のいずれか一のプログラムを選択し、原則として同一プログラムにおける履修を行う。このうち、基礎法学、公法学・社会法学、民事法学の各プログラム選択者のうち、論文指導（法学）を含む所定の単位を修得し、修士論文の審査及び最終試験を経た者に修士（法学）を与える。また、政治学プログラム選択者のうち、論文指導（政治学）を含む所定の単位を修得し、修士論文の審査及び最終試験を経た者に修士（政治学）を与える。

高度専門職コース選択者は、学生本人が目指す職業人（キャリア）に応じた学位を出願時に選択し、それに応じたオーダーメイド型の履修指導を行う。論文指導（法学）を含む所定の単位を修得し、修士論文（リサーチペーパーを含む）の審査及び最終試験を経た者に修士（法学）を与える。また、論文指導（政治学）を含む所定の単位を修得し、修士論文（リサーチペーパーを含む）の審査及び最終試験を経た者に修士（政治学）を与える。

4 教育課程の編成の考え方及び特色

4-1. 教育課程の編成の考え方

法学研究科 法学・政治学専攻（修士課程）では、法学・政治学領域における基礎的な学術研究能力及び専門的実務能力を備えた、独創性豊かな研究者または高度専門職業人の養成を目指す。この人材養成目標を達成するため、本専攻において実施する教育課程においては、以下のとおり研究コース・高度専門職コース共通のカリキュラムポリシーを掲げる。

- (1) 法学・政治学の研究を遂行するために必要な知識や倫理的態度を修得させるための科目（「研究者倫理」、「法学・政治学研究入門」）
- (2) 法学・政治学の基本的知識を修得させるための科目（研究科共通科目）
- (3) 法学・政治学の専門的知識を修得させるための科目（特論、演習、研究会）
- (4) 問題発見能力と論文作成能力を涵養するための科目（「プロジェクト研究」「論文指導」）。

- (5) 日本法の概要を修得させる（「日本法入門」）とともに、日本語能力の向上を計画的に図る（「論文指導」におけるチューターによる日本語添削など）ための科目

この上で、本専攻の教育課程編成に当たり、「新時代の大学院教育－国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて－答申」（平成17年9月5日、中央教育審議会）のうち「課程制大学院制度の趣旨に沿った教育の課程と研究指導の確立」において、「学修課題を複数の科目等を通して体系的に履修するコースワークを充実し、関連する分野の基礎的素養の涵養等を図っていくことが重要」との指摘があることを踏まえ、6つの科目区分（基盤科目群、専門基礎科目群、研究会科目、研究科共通科目群、理論研究科目群、研究指導科目）を設け、体系的な科目履修を可能とする構成としている。

4-2. 教育課程の特色

教育課程において、「研究科共通科目群」を設けていることが特色の一つである。研究科共通科目群は、法学・政治学専攻（修士課程）と法務専攻（専門職学位課程；法科大学院）のいずれの学生も履修可能とし、教育効果の相乗的な向上、特に教員と学生や学生同士の双方向・多方向の議論や意見交換に基づく能動的な学修を推進する観点から、原則として両専攻の合同開講の形式をとるものである。

このほか、法学研究科全体として、学士課程学生（特に法学類生）を対象とした「大学院科目先取り履修制度」を導入し、学士課程と大学院の接続を一層強化するとともに、科目等履修生として過去に学修した科目がある場合は入学後に単位認定するなど、過去に積み重ねた学びを前向きに評価することとしている。

併せて、同一研究科に修士課程と専門職学位課程を置く利点を活かし、特に法務専攻の学生が法学を学び進める中で、法曹から法学的研究者あるいは高度専門職へ進路変更を希望する場合には、柔軟に対応が可能な体制を整えるものとする。さらに、法務専攻の学生で、修了後に博士後期課程への進学を予定している者のために、法学・政治学専攻の「論文指導」

を履修できるようにする（法務専攻の修了単位数には算入しない）。

なお、科目区分ごとの教育課程編成の特色については、以下のように示すことができる。

まず、人文社会系の研究を遂行するための基盤的素養を身につけるための「基盤科目群」を1年次に配当し、研究者としての倫理的態度を養う「研究者倫理」を設け、必修科目とする。このほか人間社会環境研究科とも連携し、「法学・政治学研究入門」「課題発見・解決論基礎」「人間社会論文作成基礎」「先端地域創造講義」「国際学とグローバリゼーション」を設け、いずれか2科目を選択必修とする。また、主に留学生向けの科目として「日本法入門」「日本法入門（英）」を開講する。

「専門基礎科目群」では、法理学、税財政法、知的財産法、公共政策論などの個別分野ごとに、文献や事例等を通じて課題や論点を抽出し議論することで、当該分野の理論や法的解釈に関する基本的な理解を得る。その上で1年次～2年次にかけて配当する「研究会科目」において学生個々人が掲げる研究題目や研究内容を報告し、それを基に教員と学生、あるいは学生同士で議論を重ねることで、個別分野の理解を深めるとともに、自らの研究に対するフィードバックを得る。

「研究科共通科目群」では、これまで法務研究科（法科大学院）において開講されていた、弁護士教員による「紛争とその法的解決」などを法学・政治学専攻の学生にも開放するとともに、新たに弁護士教員による「ビジネス法務」や、石川県庁及び加賀市議会との連携を予定している「政策法務」などを新設する。併せて総合大学の強みを活かし、法学・政治学と他分野が関連する領域（例えば「法医学」）についても授業を開講する。なお、高度専門職コース選択者は2単位以上を選択必修とする。

「専門基礎科目群」及び「研究会科目」等において培った知見を踏まえ、2年次に配当する「理論研究科目群」では、少人数のゼミ形式により、法理学、税財政法、知的財産法、公共政策論などの個別分野ごとに、文献の精読や事例分析等を通じて当該分野の理論や法的解釈について徹底的に追究する。なお、研究コース選択者は4単位以上を選択必修とする。

「研究指導科目」では、講義等で培われた専門的な知見や、議論により得られた多面的な指摘・観点等を総合し、研究指導教員からの指導・助言を受けながら、学生個々人が掲げる研究題目や研究内容について発展的にブラッシュアップし、最終的には学位論文（リサーチペーパーを含む。）の完成を目指す。なお、当該科目は、その進展に応じてⅠからⅧの段階を設けるが、高度専門職コースでリサーチペーパーを執筆する者は、論文指導Ⅶ及びⅧを、社会における具体的な法的・政策的課題を基に実践的な研究活動を行いレポートにまとめる「プロジェクト研究」の履修に代えることができる。

また、教育課程の編成に当たっては、外国語（主に英語）運用能力の担保を徹底させており、出願時においてTOEIC(L&R)600、TOEFL-iBT61、TOEFL-ITP500、IELTS5.0以上のスコア等の提出を義務付けている（提出のない場合は専門科目試験の時間内で、英文を日本語訳させる問題を別途出題する。留学生及び社会人は提出免除）。また、在学中の学生全員（社会

人を除く)に、英語の外部検定試験を受験することを義務付ける。このほか、国際感覚の一層の醸成や、国際化への対応力の強化に向けて、研究科共通科目群に「法律外国語研修」を設け、エジンバラ大学と連携して、英国において法制度や刑事・民事法等について学び議論をする機会を提供する。

なお、本専攻においては、特別定員枠を設けているものではないが、4月期の入学に加え、留学生を中心とした10月期の入学も想定している。留学生を中心とした10月期入学者については、基礎科目群において「日本法入門(英)」を1年次第3クォーターに配置するほか、大学院GS科目として、10月期入学生を対象として各研究科共通で開講される「研究者倫理(英語による授業)」の受講を推奨する等、入学時点から体系的に科目履修が可能な体制となっている。

5 教員組織の編成の考え方及び特色

5-1. 教員組織の編成と基本的考え方及び特色

本専攻の教員組織は、法学・政治学の各分野を専門とする 25 名の専任教員（研究指導を行う者）のほか、法務専攻の専任教員及び弁護士・税理士等の実務家を含む学内外の非常勤教員で編成する。

専任教員組織の編成にあたっては、各教員を研究コースにおけるプログラムごとに「基礎法学部門」「公法学・社会法学部門」「民事法学部門」「政治学部門」の 4 部門に分け、研究会科目をプログラムごとに設けることにより、主任研究指導教員のみならず、専門分野の近い複数教員が院生を指導する体制を整える。

「基礎法学部門」の専任教員として、法理学・英米法・法制史など、実定法学の土台を形成する分野を専門とする教員を 4 名配置する。

「公法学・社会法学部門」の専任教員として、憲法・行政法・労働法など、自治体や市民生活に関わる法解釈を行う分野を専門とする教員を 8 名配置する。

「民事法学部門」の専任教員として、民法・経済法など、私人間の関係を規律する法解釈を行う分野を専門とする教員を 7 名配置する。

「政治学部門」の専任教員として、公共政策論・政治社会学など、自治体等における政策形成プロセスに係る分野を専門とする教員を 6 名配置する。

さらに、法務専攻の専任教員及び実務家を含む学内外の非常勤講師が研究科共通科目群を担当することにより、法学・政治学の専任教員ではカバーできない多様な分野にわたる授業科目を開講する。

5-2. 教員の年齢構成

本専攻の教育課程を担当する専任教員 25 名の内訳は、令和 2 年 4 月の開設時において教授 11 名、准教授 10 名、講師 4 名である。このうち最終学位が博士の者は 13 名、修士の者は 10 名、法務博士の者は 2 名である。年齢構成については、学年進行完成年度末時点で 30 歳代 6 名、40 歳代 9 名、50 歳代 10 名であり、教育研究水準の維持向上及び活性化に相応しく、バランスのとれた構成となっている。

なお、本学における教員の定年年齢は、国立大学法人金沢大学職員就業規則において 65 歳と規定されているが、専任教員のうち、完成年度末までに定年退職する者はいない。【資料 4】

6 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

本専攻では、法学・政治学領域における基礎的な学術研究能力及び専門的実務能力を備えた、独創性豊かな研究者または高度専門職業人の養成を目指している。そのため、「研究コース」と「高度専門職コース」の2コース制とし、授業科目は同一であるものの、養成する人材像はコースごとに異なるものとしている。各コースが養成する人材像等に基づき、以下の教育方法、履修指導、研究指導方法等を設定する。【資料5】【資料6】

(i) 教育方法・履修指導に関する基本的な考え方

本専攻において、教育研究の核となる分野を「基礎法学」「公法学・社会法学」「民事法学」「政治学」の4つとする。

「基礎法学」は、法理学、法制史等実定法額の土台となる分野であり、研究者・高度専門職として活動する基盤となる。

「公法学・社会法学」は、憲法、行政法等自治体や市民生活に関わる法解釈を行う分野であり、例えば民間企業の法務部門等の高度専門職及び研究者を目指す上で必要な知識を修得する。

「民事法学」は、民法・経済法等私人間の関係を規律する法解釈を行う分野であり、税理士等の高度専門職及び研究者を目指す上で必要な知識を修得する。

「政治学」は、公共政策論等自治体における政策形成プロセスに係る分野であり、高度な政策立案能力を有する行政官等の高度専門職及び研究者を目指す上で必要な知識を修得する。

履修方法としては、研究者として必要な研究倫理を学ぶ「研究者倫理」(1単位)を1年次に配当し、両コース共通の必修科目とする。また、特に留学生に対して本邦の法律に関する概観を修得させるために「日本法入門」(2単位)及び当該科目を英語で開講する「日本法入門(英)」(2単位)を1年次に配当する。

研究コース選択者は、自立した研究者としての研究遂行力を得るため、学生本人が追究しようとする個別の理論的研究課題に応じて、基礎法学、公法学・社会法学、民事法学、政治学のいずれかのプログラムを選択し、同一のプログラム内から科目選択を行うことを原則とした、体系的な履修を行う。

専門基礎科目群として、各プログラムにおける基礎的な学術研究能力を養う科目を配置し、1年次に必修科目として配当する。

研究会科目として、各プログラムに関する具体的な事例を通じて大きな枠組みで議論し、俯瞰的な視野を養うため、1年次に研究会Ⅰ、2年次に研究会Ⅱを配当し、同一プログラムにおける研究会Ⅰ・Ⅱの履修を必修とする。

理論研究科目群として、自立した研究者としての研究遂行力を得るための少人数のゼミ形式演習を2年次に必修科目として配当する。

このように、同一のプログラム内から科目選択することにより、学生個々の理論的研究課題に沿った体系的な履修を可能としながらも、現実的な課題解決方を理論面へとフィードバックし、実践に裏打ちされた研究遂行力を高めるため、法務専攻の専任教員及び弁護士・税理士等の実務家を含む学内外の非常勤教員が担当する研究科共通科目群についても履修可能としている。

論文指導に関しては、学位に応じた「論文指導Ⅰ～Ⅷ」(8単位)を必修科目とし、主任研究指導教員のもとで高度な知見・知識を基に、理論面を突き詰めた指導を受ける。

上述した教育方法等により、研究を遂行するための専門的知識を身につけると同時に、自らの選んだ研究領域を深く追求し、博士後期課程における研究に連結させる。

高度専門職コース選択者は、学生本人が目指す職業人(キャリア)に応じた実践力を得るため、「基礎法学」等のプログラムによらず、学生本人と指導教員が密に相談しながら4つの教育の核を横断的に科目選択する“オーダーメイド型”の科目履修を行う。専門基礎科目群、研究会科目、研究科共通科目群をそれぞれ選択必修としたうえで、キャリアに応じた科目を選択するため、複数のプログラムにわたる専門基礎科目群や研究会の履修も可能となり、多様な視点を通じた議論と指導に基づきながら、実践力を高めていく。

なお、研究科共通科目群に、企業が直面する法的紛争を切り口とし、裁判によらない妥当な解決策について学ぶ「ビジネス法務」、ネゴシエーションに関する知識・技術について学ぶ「交渉学」を始めとした、修士課程終了後のキャリア形成に直結する実践的な科目を配置することから、研究コースとは異なり、2単位以上を必修とする。

論文指導に関しては、学位に応じた「論文指導Ⅰ～Ⅵ(各1単位)」を必修科目とする。さらに、リサーチペーパーを執筆する者は、「論文指導Ⅶ～Ⅷ」(各1単位)を、社会における具体的な法的・政策的課題を基に実践的な研究活動を行いレポートにまとめる「プロジェクト研究」(2単位)の履修に代えることができる。

上述した教育方法等により、法学・政治学に関する調査・研究を遂行するために必要となる知識を身につけると同時に、自らのキャリアに応じて他分野の専門家と横断的に協力しながら課題の把握とその解決を行う能力を涵養する。

(ii) 研究指導

研究指導に関しては、「新時代の大学院教育—国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて—答申」(平成17年9月5日、中央教育審議会)のうち「課程制大学院制度の趣旨に沿った教育の課程と研究指導の確立」において指摘されているように、学生が修得してきた授業や、涵養してきた素養と有機的に関連しながら、より高いレベルでの研究及び論文作成が行えるよう、複数教員による研究指導・助言を適宜行い、学生ごとの研究内容の進捗について確認しながら、体系的な研究指導を実施する。

研究コースは、自立した研究者としての研究遂行力を高める課程編成であり、学生本人が追究しようとする個別の理論的研究課題に応じて、主任研究指導教員及び副研究指導教員を配置する。主任研究指導教員は専門性を高めるための研究指導及び学位論文等の作成指

導等を中心に行い、副研究指導教員等複数教員と連携をとりながら、当該学生の指導に注力する。

高度専門職コースは、自らのキャリア形成に向けた課程編成であり、そのキャリアに応じて主任研究指導教員及び副研究指導教員を配置する。主任研究指導教員はキャリア形成に向けた履修指導を含め、研究指導、学位論文等の作成指導等を中心に行い、副研究指導教員等複数教員と連携をとりながら、当該学生の指導に注力する。

(iii) 修了要件

研究コース：2年以上在学し、大学院G S科目3単位（必修科目1単位、選択必修科目2単位）、所属プログラムの専門基礎科目群から4単位以上、所属プログラムの研究会科目4単位、所属プログラムの理論研究科目群から4単位以上、研究指導科目8単位（論文指導Ⅰ～Ⅷ）を含む合計30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格すること。

高度専門職コース：2年以上在学し、大学院G S科目3単位（必修科目1単位、選択必修科目2単位）、専門基礎科目群から4単位以上、研究会科目から4単位、研究科共通科目群から2単位以上、研究指導科目8単位（論文指導Ⅰ～Ⅷ又は論文指導Ⅰ～Ⅵ及びプロジェクト研究）を含む合計30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文審査及び最終試験に合格すること。

ただし、いずれのコースにおいても、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者は1年以上在学すれば足りる。また、高度専門職コースで、大学院設置基準第3条第3項の定める条件を満たす者は1年以上在学すれば足りる。

(iv) 学位論文の審査体制及び公表方法等

修士論文（リサーチペーパーを含む）の審査は、主任研究指導教員を含む3名以上の教員によって構成する論文審査委員会によって行う。必要に応じて本専攻専任教員以外の当該分野の専門家を審査委員として加えることができるものとするが、少なくとも2名の審査委員は必ず本専攻専任教員でなければならないものとする。修士論文の口頭発表会（質疑応答を含む）は公開で行い、その後非公開の論文審査委員会を開催し合否案を決め、研究科会議で合否を決める。審査を終え修士の学位を授与された者の修士論文の概要及び論文審査委員会が作成した報告書は本研究科のWebで公開する。修士論文本体は一部を本研究科で保存するとともに、学内アクセス限定のWebに論文のpdfファイルを掲載する。

(v) 研究の倫理審査体制

金沢大学は研究活動の不正行為等を防止する規程を整備しており、本専攻の学生に当該規程を適用する。

研究の実施に当たっては、「研究者倫理」を研究コース、高度専門職コースの双方において必修科目とし、更に日常の研究指導においても、ねつ造、改ざん、盗用等の研究不正について教授し、未然防止を図る。なお、倫理違反やその恐れが判明した場合は、直ちに研究を中止させるとともに、事実関係を調査し、適切に対処する。【資料 7】

(vi) 海外実習等における危機管理等

「法律外国語研修」の事前研修授業では、派遣先の国情理解、情報収集の徹底、危機発生時の連絡体制と基本的対処・対応等について情報提供を行い、指示・指導を徹底する。更に、本学指定の危機管理サービスへの登録や海外旅行保険への加入、本学が主催する危機管理オリエンテーションへの出席、海外渡航届の提出を義務づける。また、有事の際は、本学における規程やマニュアル等に従い、即時に危機管理対応を図り、併せて、学生の受入機関、在外公館、その他関係機関等の協力を得ながら必要な対応を図る。

(vii) 他研究科等における授業科目等

他研究科等における授業科目については、研究コースでは7単位まで、高度専門職コースでは9単位まで修了要件に含めることができるものとする。

7 施設、設備等の整備計画

7-1. 校舎等施設の整備計画

(i) 教室等

教室については、既存の講義室等を活用することで対応する。学生の研究室等については、これまでも多数の大学院学生を受け入れていることから、既存の研究室等を活用することで十分に対応可能である。また、建物内には有線、無線の LAN 環境を整備しており、常時インターネットに接続することができる。【資料 8】

具体的には、以下のとおり教室等を備えている。

1) 講義室

人間社会第 1 講義棟に 14 室（人間社会学域及び人間社会環境研究科と共用）及び人間社会第 2 講義棟に 3 室を備えている。

2) 演習室

人間社会第 1 講義棟に 8 室、人間社会 2 号館に 2 室（人間社会学域及び人間社会環境研究科と共用）及び人間社会第 2 講義棟に 2 室を備えている。

3) 研究室

人間社会 2 号館の 2 室を法学研究科法学・政治学専攻の学生用研究室とする。さらに、学年進行等に応じ、もう 1 室拡充することも検討している。研究室では個々に研究を行うためのスペースを提供し、無線の LAN 環境が整備され、随時ネットワークに接続することが可能となっている。

4) 学生の厚生施設

専任医師・看護師によるケガや急病の応急措置・健康相談等に応じることができる保健管理センターを設置しており、専任のカウンセラーが常駐している。キャンパス内にあるラウンジを使用でき、同箇所を利用する他研究科等の学生との交流が可能である。

(ii) 教員研究室

専任教員は全て自らの研究室（約 24 m²）を有し、学生の研究指導を行うには十分なスペースを確保している。

7-2. 図書等の資料及び図書館の整備計画

(i) 図書等の資料

金沢大学の全蔵書数については、図書約 192 万冊、雑誌等約 36,000 種、視聴覚資料約 8,000 点を数え、その内、図書については、角間キャンパスにある、中央図書館に約 120 万冊、自然科学系図書館に約 42 万冊、宝町キャンパスにある、医学図書館に約 25 万冊、保健学類図書館に約 5 万冊を所蔵している。その他にも、ネットワーク対応のデータベース 19 種や約 7,900 タイトルの電子ジャーナルを提供しており、これらの電子

媒体を含めた所有の蔵書を一括で検索できるよう、検索システムについても整備している（附属図書館蔵書検索 OPAC plus）。とくに法律情報に関しては、TKC ローライブラリーのデータベースも利用可能である。

なお、附属図書館では、金沢大学の教職員が教育・研究活動の結果として生み出した学術的な情報（コンテンツ）を電子的な形態で保存し、インターネット上で公開するシステムである金沢大学学術情報リポジトリ（KURA：Kanazawa University Repository for Academic Resources）を構築し、教育・研究成果の公開や学術情報の発信に努めている。

このほか、法学に関する雑誌や判例集等を中心に所蔵した法学類図書室（人間社会2号館、蔵書数約24,000冊、和雑誌約500・洋雑誌約200タイトル（大学紀要、購入中止分を含む）及び法科大学院図書室（人間社会3号館、蔵書数約6000冊・和雑誌約20タイトル）を設置している。法学・政治学専攻院生は法学類図書室をいつでも（終日、毎日）利用可能である。法科大学院図書室は法務専攻の学生のために整備したものであるが、法学・政治学専攻の学生についても限定的に使用可能とする。また、法律情報データベースであるWestLaw Japan 及びWestLaw を利用可能である。

（ii） 図書館の整備

金沢大学には、角間キャンパスに中央図書館、自然科学系図書館、宝町キャンパスに医学図書館、保健学類図書館と合計4つの附属図書館を設置している。

各図書館の総建物面積は19,793 m²、総閲覧席数は2,187席を有しており、加えて中央図書館には、利用者へ知識を「伝達」することから、利用者の自律的な学習によって知識の「創造」を目指すラーニングコモンズのコンセプトを導入し、ブックラウンジ（飲食も可能なコミュニケーションスペース）、インフォスクエア（PCを設置し、図書館の各種情報へのアクセスポイントとなるスペース）、コラボスタジオ（グループ討議、学習のためのスペース）をゾーニングすることにより、多様な学修形態を支援している。

8 基礎となる学類との関係

法学研究科法学・政治学専攻は人間社会学域法学類を基礎とする研究科である。両者の専任教員は同じであるため、両組織は密接な関係にある。

人間社会学域法学類のカリキュラムは、法学及び政治学の基礎的な内容に関する授業科目で構成されている。これに対して法学・政治学専攻のカリキュラムは、法学類と同じ分野であるがより高度な内容に関する授業科目で構成される。学士課程で法学・政治学以外の分野を専門として学んだ者、社会人及び留学生は、法律基本科目（六法と行政法）については法学類の講義を聴講することで、基礎法学及び政治学については研究科共通科目群の該当科目を履修することで、それぞれの基礎的知識を修得することができる。

さらに学士課程学生（特に法学類生）を対象とした「大学院科目先取り履修制度」を導入し、学士課程と大学院の接続を一層強化するなど、過去に積み重ねた学びを前向きに評価することとしている。

なお、法学類の「総合法学コース」の中に、法科大学院における教育との円滑な接続を図るための連携法曹基礎課程（法学類では「法曹養成プログラム」と称する予定）を設置する。【資料9】

9 入学者選抜の概要

9-1. 専攻が求める学生

本専攻においては、法学・政治学領域における基礎的な学術研究能力及び専門的実務能力を備え、かつ独創性豊かな研究者または高度専門職業人の養成を目指しており、その方針に沿ったアドミッションポリシーを定める。

○ アドミッションポリシー

【研究コース】

以下のすべてを満たす者を求める。

- (1) 修士論文を作成するために十分な文章読解力、文章作成力を有する者
- (2) 法学・政治学の基本的知識を有する者、またはその他の学問分野の基本的知識を有し、さらに法学・政治学の基本的、専門的知識を修得したい者
- (3) 修了後に日本または海外の博士（後期）課程に進み、博士の学位取得を目指す等、研究を継続したい者

【高度専門職コース】

以下のすべてを満たす者を求める。

- (1) 修士論文を作成するために十分な文章読解力、文章作成力を有する者
- (2) 法学・政治学の基本的知識を有する者、またはその他の学問分野の基本的知識を有し、さらに法学・政治学の基本的、専門的知識を修得したい者
- (3) 修了後に進むそれぞれの職業分野において必要な、自ら課題を発見し、考え、行動するという態度を身につけたい者

9-2. 出願資格

出願資格については、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）、学校教育法施行規則（昭和 22 年 5 月 23 日文部省令第 11 号）、その他関係する法令等及び告示等に基づき、次のいずれかに該当する者または該当見込みの者とする。なお、関係法令等が改正された場合には、速やかに修正を行う。

- (1) 学校教育法第 83 条に定める大学を卒業した者
- (2) 学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定する当該課程を修了した者
- (5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者

- (6) 外国の大学その他の外国の学校（当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る）において、修業年限が三年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上である事その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (9) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、当該者を本研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- (10) 学校教育法第83条に定める大学に3年以上在学した者、外国において学校教育における15年の課程を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者、又は我が国において、外国の大学における15年の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定する者の当該課程を修了した者であって、本研究科において、所定の単位を優れた成績をもって習得したと認めた者
- (11) 本研究科において、個別の入学資格審査により、出願資格(1)に定めるものと同等以上の学力があると認めた者
- ※社会人特別選抜及び短期在学型特別選抜においては、(9)(10)の出願資格を除き、また(1)～(6)、(8)の見込み者を除く。

9-3 選抜の種類

本専攻では、質を担保しつつ多様な背景や能力を持つ者の入学を確保するため、複数の方法で選抜をする。入学定員は各年次につき修士課程8名、収容定員は修士課程16名である。

選抜の種類		対象者	入 試 の 時期	入学時期
一般選抜		9-2 に定める出願資格を有するすべての者	7 月	10 月又は 4 月
			2 月	4 月又は 10 月
特別選抜	社会人	通算3年以上の職歴を有する者	7 月	10 月又は 4 月
			2 月	4 月又は 10 月
	短期在学型	通算3年以上の職歴を有し、かつ勤務する所属先	7 月	4 月

		の長等の承諾を受けている者	2 月	10 月
	留学生	日本の国籍を有さず、かつ日本語を母語としない者	7 月	10 月又は 4 月
			2 月	4 月又は 10 月
	学内推薦	①出願時に本学人間社会学域 4 年次に在学し、当該年度末の卒業見込みの者であり、学業成績、人物ともに優れ、本専攻において予定している教員の推薦を受けている者 ②出願時に本学人間社会学域法学類 3 年次に在学し当該年度末の卒業見込みの者であり、学業成績、人物ともに優れ、本専攻において予定している教員の推薦を受けている者	7 月	4 月
			2 月	4 月
	台湾協定校	本学との間で交流協定を締結している台湾の大学の卒業（見込み）者又は大学院の修了（見込み）者	11 ～ 12 月	4 月又は 10 月
	英語	法学・政治学専攻で英語の授業を履修し、英語で修士論文を執筆したい者	7 月	10 月又は 4 月
			2 月	4 月又は 10 月

9-4. 各選抜の方法

9-4-1 研究コース

研究コースの選抜では、筆記試験において、修士論文を作成するために十分な文章読解力、文章作成力を有しているか、また、法学・政治学の基本的知識を有しているかを確認する。さらに口述試験では、研究に対する意欲・関心の広さ・深さについて確認する。

一般選抜		筆記試験 1 科目及び口述試験
特別選抜	留学生	筆記試験 1 科目及び口述試験
	学内推薦	口述試験
	台湾協定校	書類による事前審査及び Skype による口述試験
	英語	書類による事前審査及び口述試験（海外在住者は Skype による口述試験も選択できる）

研究コースにおいては社会人特別選抜及び短期在学型特別選抜は行わない。

9-4-2 高度専門職コース

高度専門職コースは、修了後に就きたい職業がある程度明確な者及び社会人を対象とするコースであるため、受験時にその希望の職業分野または在職分野の課題をある程度把握している者を選抜する。そのために、口述試験においては、パワーポイントやレジュメ等を用いて研究計画についてのプレゼンテーションを行なわせ、その内容について質疑応答をすることを通じて、受験者の職業に対する関心、職業分野の課題の把握度、および課題解決のための提言能力等を確認する。

一般選抜		口述試験（研究計画についてのプレゼンテーション）
特別選抜	留学生	口述試験（研究計画についてのプレゼンテーション）
	社会人	口述試験（研究計画についてのプレゼンテーション）
	短期在学型	口述試験（研究計画についてのプレゼンテーション）

高度専門職コースにおいては、学内推薦特別選抜、台湾協定校特別選抜及び英語による特別選抜は行わない。

なお、両コースとも一般選抜においては、受験者の外国語運用能力を確認するため、出願時において TOEIC (L&R) 600、TOEFL-iBT61、TOEFL-ITP500、IELTS5.0 以上のスコア等の提出を義務付ける（提出しない受験生には、英語の問題を別途出題する）。

10 大学院設置基準第 14 条による教育方法の実施

10-1. 修業年限

法学研究科法学・政治学専攻の標準修業年限は 2 年であるが、働きながら学ぶ者等のために長期履修制度を設け、本人の希望によって 2 年半以上 4 年まで標準修業年限を延長できるようにする。短期在学型特別選抜で入学した者の標準修業年限は 1 年とする。

10-2. 履修指導及び研究指導の方法

履修指導及び研究指導については、14 条特例適用学生の個別の事情を勘案し、指導教員による指導の下、履修計画を立てるとともに、夜間・休日を含めて指導を行う。また、指導の手法についても、必要に応じて、面談形式だけではなく、電子メール・Skype を利用した指導を行う等、柔軟に配慮する。とくに短期在学型特別選抜で入学する者に対しては、入学前より事実上の指導を開始し、入学後 1 年で修了できるよう、研究の計画的な遂行を促す。

10-3. 授業の実施方法

14 条特例適用学生の要望に応じ、夜間（6 限：18:15～19:45）や土日、または長期休業中に授業を行う。Skype を利用した遠隔授業や、大学コンソーシアム石川が管理する市街地の教室（石川四高記念文化交流館及び石川県政記念しいのき迎賓館）や金沢大学駅西サテライトでの授業も可能とする。

10-4. 教員の負担の程度

法学・政治学専攻専任教員は、法学・政治学専攻の授業（特論及び演習）を年間で 8 単位分担当するが、専攻の定員がそれほど多くないため、多くの教員にとって実際に開講する授業は年間 4 単位またはそれ以下となる見込みである。なお、法学・政治学専攻教員は法学類会議の申し合わせにより、人間社会学域法学類及び法学研究科の研究科共通科目の授業科目を年間で 14 単位以上担当する義務があるが、法学・政治学専攻及び博士後期課程の授業負担と合わせてもそれほど過大とはいえない。なお、14 条特例適用学生のために夜間等に授業を開講する場合は、他の履修者もその時間に出席することに同意する場合に限り、当初の時間割上の平日日中の開講は不要とする。

10-5. 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置

金沢大学においては、附属中央図書館は、授業期間には平日の 8 時 45 分から 22 時まで、土曜・日曜の 9 時から 17 時まで開館しており、休業期間には、平日の 8 時 45 分から 17 時まで開館している。情報処理施設については、総合メディア基盤センターは、平日 8 時 45 分から 18 時まで開館し、時間外においても、総合メディア基盤センターや総合教育棟に共用パソコンを設置しており、自由に利用することができる。なお、ネットワークについては、金沢大学の各キャンパス内に設置してある無線 LAN を利用することができる。院生研究室および法学類図書室は毎日、終日利用できる。食堂、喫茶部、書籍販売等の福利施設は学内

に複数あり、そのいずれかは平日は概ね 20 時まで、土曜日は一部の時間、店舗のみ営業している。大学構内のコンビニエンス・ストアは毎日、終日営業している。

10-6. 入学者選抜の概要

14 条特例適用を希望する学生のほとんどは働きながら研究を遂行しようとする者であり、修業年限内に修士論文を完成させるためには、入学前に自らの職業分野の現状や課題をある程度まで把握しており、かつ、修士論文で検討しようとする自らの仮説についてある程度具体的なイメージを有していることが望ましい。これらのことを選抜試験で把握するため、受験生には入学後の研究計画についてパワーポイントやレジュメを用いてプレゼンテーションさせ、更にその内容についての質疑応答をすることを通して、受験者の準備状況や問題関心、意欲等を確認する。

10-7. 教育方法の特例を適用する必要性

14 条特例適用を希望する学生として想定されるのは、企業や官公庁等で平日の日中は働いている者であり、夜間や週末に授業を開講しなければ計画的な履修ができず、予定通りの修了が困難となる。このため、14 条特例を適用する必要がある。

11 管理運営の考え方

11-1. 管理運営組織

研究科の専任教員を構成員とする法学研究科会議を組織し，月 1 回定例で開催する。研究科会議における審議事項は，金沢大学研究科会議規程に基づき，以下のとおりとする。

- (1) 中期目標・中期計画及び年度計画に関する事項
- (2) 規程その他の教育に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- (3) 教育に係る予算の執行に関する事項
- (4) 教育課程の編成に関する事項
- (5) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言，指導その他の援助に関する事項
- (6) 学生の入学又は課程の修了その他学生の在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
- (7) 教育の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (8) 授業の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究の実施に関する事項
- (9) その他教育に関する重要事項
- (10) 研究科長の候補者の選考に関する事項
- (11) その他当該研究科に関する重要事項

11-2. 事務組織

事務組織は，研究科の管理運営及び教育研究に関するあらゆる事務を処理しなければならないことから，学生や教職員を身近に支援できる体制が求められるところである。

したがって，現在人間社会環境研究科・法務研究科の事務を司る人間社会系事務部が，引き続き事務組織として本専攻の事務を担う。

12 自己点検・評価

12-1. 全学的実施体制

本専攻における自己点検・評価については、大学に設置する自己点検・評価に係る組織とも連携して実施し、組織活動や教育研究活動の点検と改善に取り組む。

大学全体については、学校教育法第 109 条第 1 項の規定に基づく自己点検・評価について、「国立大学法人金沢大学自己点検評価規程」及び「国立大学法人金沢大学における全学の自己点検評価実施要項」を定めている。

また、この自己点検評価及び認証評価並びに中期目標・中期計画等の企画立案及びそれらの目標・計画に係る評価を担当する組織として、全ての理事及び研究域長並びに各センター長の代表者等から構成する企画評価会議を設置している。

更に、自己点検評価等の任務を円滑かつ効率的に行うため、同会議の下に企画部会、評価部会及び認証評価部会を設置している。

12-2. 実施方法、結果の活用、公表及び評価項目等

本学では、「国立大学法人金沢大学における全学の自己点検評価実施要項」に基づき、「基本データ分析による自己点検評価」及び「年度計画の実施状況に係る自己点検評価」を毎年実施するとともに、平成 26 年度においては、「機関別認証評価基準による自己点検評価」を実施した。

これらの自己点検評価については、企画評価会議において、自己点検評価書（案）を作成し、教育研究評議会の議を経て、Web サイトで公表している。

また、自己点検評価の結果、改善すべき事項が認められる場合、企画評価会議議長から当該事項を所掌する理事、部局長に改善計画の提出を求めるとともに、企画評価会議において、次年度にその進捗状況を確認している。

評価の結果、改善すべき事項が認められる場合は、学長から当該事項を所掌する理事、副学長又は部局長に対し改善点等を指示するとともに、改善報告を求めることにより教育研究の水準及び質の向上に努めている。

本専攻に関しても、大学評価委員会が主体となり、大学評価実施計画に基づき継続的に自己点検・評価を実施する体制を整えていくこととしている。

13. 情報の公表

金沢大学公式 Web サイトにおいて、大学の理念と中期目標・中期計画等の大学が目指している方向性を発信するとともに、カリキュラム、シラバス等の教育情報、学則等の各種規程や定員、学生数、教員数等の大学の基本情報を公表している。具体的には以下のとおりである。

13-1. 大学としての情報提供

- ① 大学の教育研究上の目的に関すること。
- ② 教育研究上の基本組織に関すること。
- ③ 教員組織及び教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること。
- ④ 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること。
- ⑤ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること。
- ⑥ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること。
- ⑦ 校地、校舎等の施設及びその他の学生の教育研究環境に関すること。
- ⑧ 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること。
- ⑨ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。

①～⑨に関する Web サイト

http://www.adm.kanazawa-u.ac.jp/ad_syomu/jyouhoukoukai/kyoiku/index.html

⑩ その他

金沢大学学則等

(<http://www.kanazawa-u.ac.jp/university/index.html>)

設置計画書・設置計画履行状況報告書等

(http://www.adm.kanazawa-u.ac.jp/ad_syomu/jyouhoukoukai/secchi/)

自己点検・評価等

(<http://www.kanazawa-u.ac.jp/university/evaluation/index.html>)

14 教育内容等の改善のための組織的な研修等

本学では、教育企画会議（議長：教育担当理事）の下に、FD 活動教育の質的向上を図るために、全学の FD 委員会を置き、授業の内容、方法の改善等による教育の質の向上並びに学生の心身の保護とキャリア形成を促進する等の学生支援を組織的に行えるよう体制を整備している。また、FD 委員会をサポートし、全学の FD 活動を支援・牽引する組織として国際基幹教育院高等教育開発・支援部門を設置し、FD 委員会と連携を図りながら、企画・立案に当たっている。なお、FD 委員会は上記の全学における FD 活動について、年度ごとに報告書を作成・公開し情報の共有にも取り組んでいる。このほか、教員評価委員会において教員評価大綱を策定し、毎年、教員の業績評価を実施し、教員が自ら点検・評価を行うとともに、ピアレビュー形式での評価や、部局長・学長等による階層化された評価を行い、教員資質の維持向上を図っている。

職員研修においては、コンプライアンス研修（情報セキュリティ、研究の不正防止を含む。）や職員ビジネス英語研修、職員パソコン研修、ハラスメント防止研修、民間派遣研修、海外派遣研修等のほか、役職に応じた必要な識見を得るための階層別職員研修や、担当職務を円滑に遂行するための実務研修を実施している。また、東海・北陸・近畿地区学生指導研修会や、国立六大学事務職員研修会等に職員が参加する機会を設け、積極的な参加を奨励している。